

お取引先の皆様

令和7年12月4日
国立大学法人信州大学
財務部経理調達課

令和7年度における価格転嫁に関する協議の実施について（お願い）

この度、「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に基づき、労務費や原材料費等のコスト増加分にかかる価格転嫁について、下記のとおり協議を実施いたします。

つきましては、下記対象契約において価格転嫁をご希望される場合は、協議の申し出をお願いいたします。

記

1. 協議の趣旨

「国等から少なくとも年に1回以上の協議を行うように努める」措置に基づき、本学とのお取引における労務費、原材料費等のコスト増加分について、価格への適切な転嫁を目的として協議の機会を設けるものです。

2. 協議の対象契約

原則として、中小企業者（※）と締結している複数年度にわたる物件及び役務の契約を対象といたします。

（※）官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

3. 協議の申し出方法

対象契約において、契約金額の変更（価格転嫁）をご希望される場合は、以下の要領にてお申し出ください。

【受付期間】令和7年12月15日（月）～令和8年1月14日（水）

【提出書類】①協議を希望する旨を記載した文書（書式自由）

②価格転嫁の根拠資料及び見積書

【提出先】国立大学法人信州大学財務部経理調達課 官公需担当 宛

chotatsu_matsucam@gm.shinshu-u.ac.jp

※メールにてご提出ください。

4. 再委託先に関する確認

貴社が本学との契約に関して再委託先（下請け等）をご利用されている場合は、再委託先へのコスト増加分の転嫁の要否についても併せて確認させていただきます。ご協力をお願いいたします。

5. お問い合わせ先

国立大学法人信州大学財務部経理調達課 官公需担当

〒390-8621 長野県松本市旭 3-1-1

TEL : 0263-37-2124

E-mail : chotatsu_matsucam@gm.shinshu-u.ac.jp

以上